



# 市政協力委員の皆様へのお知らせ 市政協力ニュースレター

■ 2018年 爽秋号 ■

地域に関連する情報などを掲載していますので、保存して日々の活動にお役立てください。



## 市政協力委員 代表者会議を開催

7月30日、各区市政協力委員の代表者33名にご出席いただき、「市政協力委員連絡協議会代表者会議」を開催しました。

会議では、代表幹事に村井信夫委員（伏見区）、代表副幹事に山本安一委員（上京区）、高岡宏行委員（右京区）、薮下清二委員（下京区）の選出が報告されました。



村井代表幹事

村井代表幹事から、「自然災害が頻繁に起こっているが、日頃から顔の見える関係を築くことが、地域防災力の要であり、自治会、町内会を中心とする地域のつながりや、いざという時の迅速な取組が、暮らしの安心安全を守っていることを、誰もが再認識している。市政協力委員は、これまでの実績とネットワークを

十分に活かし、市民の先頭に立ち、行政とともに、地域コミュニティの活性化に向けて努力を続けることが大切である。」とご挨拶されました。

また、「地域のみんなで子どもを共に育むまちづくりの推進に向けて」をテーマに、区長・担当区長も参加し、8つのテーブルに分かれて、活発な意見交換が行われました。（2頁に概要）



門川市長

全テーブルを回った門川市長からは、「京都の地域力により、子どもがすくすくと育ち、高齢者が安心していきいきと暮らし、地域の文化が継承さ

れている。地蔵盆、運動会など様々な取組を通じて地域の強い絆が何よりも大事で、災害時にも大きな力を発揮いただき感謝している。京都のまちづくりの根幹を支えて頂いている市政協力委員の皆様とともに、京都の未来に向けて果敢に挑戦してまいりたい。」と市政に懸ける思いを語りました。



山本代表副幹事

閉会に当たり、山本代表副幹事から、「本日は、行政区を超えて意見交換ができる貴重な機会となった。本日得られた情報は、地域に持ち帰り、まちづくりに活かしたい。」とご挨拶されました。

# 代表者会議ワークショップ

テーマ「地域のみんなで子どもを共に育む  
まちづくりの推進に向けて」

●出席者の意見や各地域で取り組まれている事例を一部紹介●  
各地域での取組の参考にしてください

- ・ 地元の大型ショッピングセンターに参加してもらい見守り活動に取り組んでいる。
- ・ より多くの子どもに参加してもらうため、夏祭りの開始時間を早め、子ども中心のコーナーを多くするよう心がけている。
- ・ 子ども食堂を、多世代交流のためのふれあい食堂として開催している。
- ・ 熱中症を防ぐため、サマーキャンプを半日に短くしたり、子ども食堂の際に衛生管理に気をつけるなどリスク管理に留意している。
- ・ 地域の中での担い手不足のため、様々な団体の役職を兼任することが多いが、自然に様々な情報が集まり、各団体の活動が横でつながって、効果的に取り組めるという利点もある。
- ・ 子どもが何を求めているか、ニーズを把握する

ため、PTAとの意見交換会など、積極的に話し合う場を設けている。

- ・ 子どもたちが自分の身を自分で守れるように、危険なところを示すマップ作りを行っている。
- ・ 広報について、回覧板が有効であり、日付をつけて回覧することで、スムーズに回る。
- ・ 親子リトミック学級を開催しており、全国各地からの参加者がある。参加をきっかけに、移住促進につながっている。
- ・ 民泊やゲストハウスから、地藏盆などに寄附の協力を得ている。
- ・ 子育て世帯の中には、地域とのつながりが薄い方も多く、地域活動を知ってもらえていないことが課題。平日昼間に地域におられないことが多い共働き世帯に対応した工夫が必要。



- ・ 長年、地域での見守り活動を継続する中で、子どもたちと顔見知りの関係を築くことができる。
- ・ このような関係を基に、転入してきた世帯にも声掛けを行い、地域の文化や歴史に触れる機会や祭りなどに楽しく参加してもらうことが大事。

- ・ 学区ごとの地域資源を活用して若い世代にPRし、住み続けてもらい、いずれは地域活動の担い手になってもらいたい。



## 127名の方が 「永年勤続（特別）表彰」を受賞 〈真の自治権獲得から120年〉

本年10月15日に、「京都市自治120周年記念式典」が開催されました。

本市では、永年にわたり市政協力委員として、市政の円滑な運営と行政能力の向上に貢献頂いた方を表彰することとしており、10年間、20年間務められ、その功績が顕著であった方に、表彰状を



永年勤続特別表彰（20年）  
登壇代表 筒井 忠様（山科）

\* 永年勤続表彰（10年）は、  
中川正男様（東山）に代表して  
登壇頂きました。

お贈りしています。  
今年は、127名の方が表彰を受けられました。

## 《ご相談下さい！》

### 地域コミュニティ サポートセンター

地域コミュニティに関する様々なお問合せの相談窓口である「地域コミュニティサポートセンター」では、自治会・町内会の運営や地域活動への参加促進などの相談に応じた助言や情報提供、啓発物の配布等により、自治会・町内会の活動を応援しています。

「近所にマンションが建設されるが、自治会・町内会への加入呼びかけはどうしたらいいの？」

「マンションで自治会・町内会を設立するにはどうしたらいいの？」といったご相談をはじめ、



地域活動を紹介するリーフレットの作成や自治会・町内会の設立に向けた交流会の費用等への助成金についても、お気軽にご相談ください。

私たちがご相談をお受けします！



#### 文化市民局地域自治推進室内

(市役所本庁舎1階)

電話：(222) 3098

FAX：(222) 3042

電子メール

chiikizukuri@city.kyoto.lg.jp

## 【ご利用ください！】

### 地域コミュニティ活性化に向けた地域活動支援制度

自治会・町内会の加入率向上につながる自治会・町内会の様々な取組を支援しています。

#### ■支援制度の概要■

対象事業：自治会・町内会の加入啓発、加入者と未加入者の交流事業等

助成額：①上限10万円（2回目：5万円）  
②地域自治を担う住民組織が計画的、継続的に取り組む場合で、京都市が認めるもの（自治会等加入促進事業）：3年度の間、各年度上限10万円

## 地域と事業者が協力し、転入される方を温かく迎える

### 【連絡調整制度】の改正

本市では、多くの転入される方が見込まれるマンション新築や戸建住宅の宅地開発の際に、転入者の自治会加入や地域活動への参加等について、地域と事業者の間で協議（連絡調整）が早い段階から円滑に進むよう、地域コミュニティ活性化推進条例を改正しました。

これまでの共同住宅（3階建15戸以上）の建築に加え、1千㎡以上の戸建宅地開発（開発許可を要するもの）時には、建築確認・開発許可申請の前に、地域と協議（連絡調整）頂くものです。本制度は、来年4月から運用を開始します。

## 【ご協力をお願いします！】

### 自治会・町内会アンケート

自治会・町内会の現状を把握し、様々な施策づくりに反映するため、アンケートを実施しています。町内会長を兼務されている皆様におかれましては、ご協力をお願いします。

(11月30日(金)まで)

#### 世界一

### 安心安全なまちへ

本市では、京都府警察と連携し、地域の皆様と協働で、「高齢者の生活を守る、子どもの安全を守る。」をテーマに、特殊詐欺被害防止、登下校時の子どもの安全確保など取組を強化しています。

犯罪を未然に防ぐ対策を紹介する出前トーク等、気軽に相談ください。

○問合せ先…文化市民局  
くらし安全推進課

電話…(222) 3193



## 「民泊通報・相談窓口」

マンションの空き室や空き家を宿泊施設として有料で提供する「民泊」について、宿泊客のマナーに関する苦情や「民泊」開業に関する相談を受け付けるための窓口を設置しています。

違法、不適正な「民泊」の是正に向けて、市民の皆様からお寄せいただく情報が不可欠ですので、ご協力をお願いします。

電話：(223) 0700

FAX：(223) 0701

電子メール

minpakusoudan@city.kyoto.lg.jp

※午前10時～午後5時

(年末年始を除き年中無休)

また、地域の不安の解消、民泊との新たな関係づくりに向けて参考となる事項をまとめた自治会・町内会役員向けリーフレットを、区役所・支所で配布していますので、ぜひご活用ください。

電話：(222) 3098

又は、各区役所・支所地域力推進室まで

## 「被災者住宅 再建等支援制度」

大阪府北部を震源とする地震、平成30年7月豪雨、台風12号20号21号24号により住宅に一部損壊又は床上浸水等の被害が生じた世帯を対象に被災した住宅の再建等に要する経費への支援を、京都市独自に実施しています。

○問合せ先：保健福祉局  
保健福祉総務課

電話：(222) 3366

FAX：(222) 3386

## 「ブロック塀等の安全 対策に係る支援制度」

6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震を機に、ブロック塀の安全性の確保に向けて、本市では、地域の安心・安全なまちづくりの取組を進めるため、ブロック塀等の安全対策に係る支援制度（ブロック塀等の安全点検を行う専門家の派遣及び除却工事費用の一部助成）を創設しました。支援窓口を設置し、申込の受付を行っておりますので、ぜひご活用ください。

ブロック塀等支援窓口  
(市役所北庁舎2階)

電話：(222) 3603

午前9時～正午、午後1時～午後5時（土・日・祝日・年末年始除く）

FAX：(222) 3393

(24時間受付)



## お役立ちQ&A

Q 回覧チラシがバラバラに届くこともありますか？

A 市政協力委員の皆様へ回覧をお願いしているチラシは、月2回市民しんぶんと同時にお届けしています。

その他、保健委員や消防団、小学校、児童館などからチラシが届くこともありますが、市民しんぶんが届く時期に合わせて配布いただくよう各団体へお願いしているところですので、バラバラに届いた場合でも、他のチラシと一緒に回覧していただいている構いません。

ただし、急ぎのものがありません。ご配慮いただきありがとうございます。



この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ！

●地域の皆様へ情報発信いただければ幸いです。  
このリーフレットの追加送付が必要な場合は、発行元までご連絡ください。

●発行元：京都市文化市民局地域自治推進室

TEL：222-3049

FAX：222-3042

●平成30年11月発行 京都市印刷物  
第304711号